

第 4 回  
十勝中央合併協議会  
会 議 録

平成 16 年 4 月 23 日

十勝中央合併協議会

# 第4回十勝中央合併協議会

## 議事日程

### 第4回十勝中央合併協議会

(平成16年4月23日 14時00分 開会)

日程第1	開会	4分
日程第2	会議録署名委員の指名 (諸般の報告)	4分
日程第3	報告第11号 新町名称候補選考及び議会議員の定数任期小委員会の報告について	4分
日程第4	報告第12号 地域自治組織等小委員会の報告について	6分
日程第5	報告第13号 新町建設計画小委員会の報告について	7分
日程第6	協議第4号 地方税の取扱いについて	11分
日程第7	協議第5号 条例・規則等の取扱いについて	11分
日程第8	協議第6号 公共的団体等の取扱いについて(提案・説明)	12分
日程第9	協議第7号 補助金・交付金等の取扱いについて(提案・説明)	15分
日程第10	協議第8号 防災関係事業の取扱いについて(提案・説明)	18分
日程第11	第5回協議会の開催期日について	20分
	合併協定項目と事務事業の関係について	21分
日程第12	閉会	24分

# 会 議 録

## 第4回十勝中央合併協議会

1. 開催年月日 平成16年4月23日
2. 招集の場所 幕別町札内福祉センター 2階大集会室
3. 開会 4月23日 14時00分宣告
4. 応集委員 全委員
5. 出席委員 (32名)  
会長 幕別町 岡田和夫  
副会長 更別村 安村豊治 忠類村 遠藤清一  
幕別町 西尾治 本保証喜 瀨上良明 吉村学 宮本真由美  
若原輝男  
杉山勝彦 瀬上良明 吉村学 宮本真由美  
更別村 江本信吉 渡辺春雄 赤津寛一郎 本多芳宏 林中建夫  
鈴木英治 徳尾進 西田勉 水口光浩 鈴木輝子  
忠類村 邊見敏夫 杉坂達男 南山弘美 齊藤順教 帰山孝夫  
村上富二 小原喜久雄 加藤修治 森徹 菅野由紀子
6. 欠席委員 (1名)  
幕別町 多田順一
7. 幹事  
幕別町 助役 西尾治 企画室長 金子隆司 総務部長 新屋敷清志  
更別村 助役 江本信吉 総務課参事 真鍋清 総務課参事 笠原幸宏  
忠類村 助役 邊見敏夫 総務課長 川島廣美 企画課長 水谷幸雄
8. 専門部会長  
幕別町 総務課長 菅好弘 税務課長 久保雅昭 町民課長 熊谷直則  
農林課長 増子一馬 学校教育課長 飛田栄  
農業委員会事務局長 長屋忠弘  
更別村 企画政策室参事 山崎剛  
忠類村 保健福祉課長 米川伸宜 議会事務局長 坂野松四郎  
建設課長 吉田隆一
9. 事務局  
事務局長 金子隆司 事務局次長 阿部義昭 事務局次長 上野寛  
総務広報班長 飯田晴義 総務広報班員 森範康 和田智旭  
計画班長 原田雅則 計画班員 甲谷英司  
調整班長 三好光幸 調整班員 細澤正典 前田貴広

10. 報告

報告第11号 新町名称候補選考及び議会議員の定数任期小委員会の報告について

報告第12号 地域自治組織等小委員会の報告について

報告第13号 新町建設計画小委員会の報告について

11. 協議

協議第4号 地方税の取扱いについて

協議第5号 条例・規則等の取扱いについて

協議第6号 公共的団体等の取扱いについて(提案・説明)

協議第7号 補助金・交付金等の取扱いについて(提案・説明)

協議第8号 防災関係事業の取扱いについて(提案・説明)

12. その他

合併協定項目と事務事業の関係について

13. 会議録署名委員の指名

幕別町 杉山勝彦 瀬上良明

14. 傍聴人 (11人)

# 議事の経過

(平成16年4月23日 14:00 開会)

## [開会]

議長(岡田和夫) 新年度に入りまして、また、春の訪れとともに、皆さん方には大変お忙しい中、本日の協議会、ご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

委員の半数以上のご出席を頂きましたので、規約第10条第1項の規定によりまして、ただ今から第4回の十勝中央合併協議会を開会させていただきます。

お手元の議事日程に従いまして、これから進めてまいりたいというふうに思います。

## [会議録署名委員の指名]

議長(岡田和夫) 日程第2、会議録署名委員の指名を致します。

本日の会議録署名委員に幕別町の杉山委員、同じく瀬上委員を指名致します。

## [諸般の報告]

議長(岡田和夫) 事務局より諸般の報告を致します。

局長(金子隆司) 幕別町の多田順一委員から、欠席される旨のご連絡を頂いておりますので、ご報告を申し上げます。

## [新町名称候補選考及び議会議員の定数任期小委員会の報告について]

議長(岡田和夫) それでは、日程第3、報告第11号「新町名称候補選考及び議会議員の定数任期小委員会の報告について」を議題と致します。

本保委員長から報告を頂きます。

委員長。

委員長(本保証喜) 幕別町の本保でございます。

小委員会委員の皆さまの互選によりまして、委員長に選任を頂きました。今後とも、どうぞよろしくお願いを致します。

それでは、十勝中央合併協議会小委員会規程第9条の規定に基づき、第1回「新町名称候補選考及び議会議員の定数任期小委員会」の会議内容につきまして、議案書に従い、ご報告を致します。

1及び2につきましては、3月30日、幕別町役場5階会議室を会場に、本小委員会委員9名中、8名のご出席を頂き、午後2時から午後4時45分までの2時間45分間、審議が行われました。

3の会議内容につきましては、まず、正副委員長の互選のあと、副委員長の順位

の指定を行いました。その結果、委員長に私、本保、副委員長には更別村、渡辺春雄委員、忠類村、杉坂達男委員が選任され、委員長の職務を代理する副委員長の順位につきましては、第1順位に杉坂副委員長、第2順位に渡辺副委員長を私から指名させて頂いたところであります。

その後、(2)にあります「新町名称候補の選考方法について」、審議を行いました。その結果、決定されました主な項目につきましては、次のとおりであります。

- ・協議会に報告する名称候補は、10点とした。
- ・公募の対象者は、3町村内に住む中学生以上とした。
- ・同一人の同一名称の応募は、1点とした。
- ・公募期間を8月1日から1カ月間とした。
- ・名称には幕、更、忠、別及び類の文字を用いないなどの条件を付すこととした。
- ・周知の方法は、応募はがき付きチラシを協議会だよりに折り込むほか、ホームページ、3町村の広報などとした。
- ・懸賞については、名付け親大賞1名、名付け親賞9名以内、優秀賞20名以内を設けることとした。
- ・名付け親大賞者を協議会の席で表彰するとともに、新町誕生記念式に招待することとした。

などであります。

なお、公募の対象及び名称の条件、期間についての決定理由を若干、述べさせて頂きます。

まず、公募の対象者を3町村内と致したのは、先進事例を見ますと、全国から公募した場合、1例では、約2万件の応募のうち、当該町村の住民からの応募が約5,000件であり、このような場合、名付け親大賞者が、3町村の住民以外の方になってしまう可能性があること。本協議会の3町村の形態、状況の分からない人による数多くの応募も想定されることなどの理由をはじめ、やはり何と言っても自分たちの町の名称は、自分たちが決めるべきであるとの思いから、幕別町、更別村、忠類村の住民の皆さまを対象にと、決定したところであります。

また、名称の条件につきましては、第2回協議会で「合併の方式」を新設合併とすることが決定されておりますので、旧町村のイメージが残ると思われる幕、更、忠、別、類の文字を用いずに、新名称のもと、3町村の住民が一体となって新たなまちづくりを進め、かつ早期の融和が図ればとの思いから、決定したところあります。

さらに、公募期間を8月からと致したのは、5月、6月からでも公募開始をすることは可能であります。3町村の住民の皆さまにとりましては、新町の将来像も示されていない段階では、名称のイメージも沸きにくいということを考慮し、7月に実施予定の「新町将来構想<sup>かが</sup>に関わる住民説明会」の後に開始することにした

ものであります。

なお、項目ごとの決定事項につきましては、お手元に配布致しました「新町名称候補の選考方法一覧表」のとおりでございますので、のちほど、ご覧頂きたいと思っております。

次に、「小委員会の審議スケジュールについて」であります。新町の名称候補選考につきましては、公募期間を8月1日から1カ月間、候補10点の絞込みを10月下旬までに、協議会への報告を11月上旬をめどとするスケジュールを確認致しました。

また、議会議員の定数任期につきましては、小委員会での審議と並行して、3町村議会内でも協議を行うこととし、協議会報告を11月上旬をめどとするスケジュールを確認を致しました。

以上、第1回「新町名称候補選考及び議会議員の定数任期小委員会」の報告とさせていただきます。

議長（岡田和夫） 委員長からの報告が終わりました。

ご意見、ご質問等がございましたら、お受け致します。

よろしいでしょうか。

（はいの声あり）

議長（岡田和夫） ご意見、ご質問がございませんので、報告第11号は、報告のとおり、ご承認頂いたものと致します。

#### [地域自治組織等小委員会の報告について]

議長（岡田和夫） 次に、日程第4、報告第12号「地域自治組織等小委員会の報告について」を議題と致します。

渡辺委員長から報告を頂きます。

委員長。

委員長（渡辺春雄） 私、更別村の渡辺でございます。

小委員会委員の皆さまの互選によりまして、委員長に選任頂きましたので、今後とも、ひとつよろしくお願い致します。

それでは、着席したままで報告をさせていただきます。

それでは、十勝中央合併協議会小委員会規程第9条の規定に基づき、第1回「地域自治組織等小委員会」の会議内容につきまして、議案書に従い、ご報告を致します。

1及び2につきましては、4月9日、幕別町役場5階会議室を会場に、本小委員会を開催、12名中、11名のご出席を頂き、午後2時から午後3時までの1時間、審議が行われました。

3の会議の内容につきましては、まず、正副委員長の互選のあと、副委員長の順

位の指定を行いました。その結果、委員長に私、渡辺、副委員長に幕別町、多田順一委員、忠類村、杉坂達男委員が選任され、委員長の職務を代理する副委員長の順位につきましては、第1順位に多田副委員長、第2順位に杉坂副委員長を私から指名させて頂きましたところであります。

その後、「地域自治組織等の概要について」、事務局から説明を受け、「市町村の合併の特例等に関する法律案」、「市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案」及び「地方自治法の一部を改正する法律案」の、3法案に盛り込まれました、『合併特例区』、『合併に際して設置できる地域自治区』、『一般制度として設置できる地域自治区』の3タイプにつきまして、設置目的及び設置期間、処理する事務など、その違いについて、確認をしたところであります。

なお、地域自治組織等小委員会の会議録は、全法定委員に配付されていることから、審議内容はこの際、省略させて頂きますので、後ほど、議事録等を確認して頂きたいと思っております。

地域自治組織等の必要性や担うべき役割につきましては、法定協議会を設置することが確認されました第5回任意協議会におきまして、「地域住民の意向を行政運営に反映させるための仕組みについて」が提案・決定されましたように、本委員会のもとより、協議会におきましても、最大の懸案<sup>けんあん</sup>と言える課題であります。

このため、各委員、各町村が検討し、地域自治組織等のあり方を取りまとめる時間が必要と考えられましたことから、少しの時間をおき、第2回の開催は、5月21日としたところあります。

以上、第1回「地域自治組織等小委員会」の報告とさせて頂きます。

議長（岡田和夫） 委員長からの報告が終わりました。

ご意見、ご質問等ございましたら、お受け致します。

よろしいでしょうか。

（はいの声あり）

議長（岡田和夫） ご意見、ご質問等がございませんので、報告第12号は、報告のとおり、ご承認頂いたものと致します。

#### [新町建設計画小委員会の報告について]

議長（岡田和夫） 次に、日程第5、報告第13号「新町建設計画小委員会の報告について」を議題と致します。

齊藤委員長から報告を頂きます。

委員長。

委員長（齊藤順教） それでは、十勝中央合併協議会小委員会規程第9条の規定に基づき、第3回「新町建設計画小委員会」の会議内容につきまして、3ページにございます議案に沿って、報告させて頂きます。

1 番目の第 3 回新町建設計画小委員会でございますが、( 1 ) の開催日時・場所でございますが、3 月 26 日、午後 2 時 40 分から約 1 時間、更別村社会福祉センターで開催されました。

( 2 ) 番目の出席者ですが、18 名全員が出席されました。

( 3 ) 番目の会議内容でございますが、 にごさいます「新町建設計画小委員会の進め方」につきましては、第 2 回小委員会におきまして、会議の進め方を整理するよう意見がございましたことから、他の地域の将来構想などを示しながら、将来構想のイメージをつかんでもらうとともに、進め方について、再度確認したものであります。

次に、 の「第 2 回新町建設計画小委員会の経過報告」についてでございますが、これは、第 2 回の新町建設計画小委員会に出された意見や要望などにつきまして、確認を致しました。

また、同じく前回の会議におきまして、産業の動向や推移が分かる資料提出の要望がございましたことから、追加データを示し、了承して頂きました。

最後に、 の「新町将来構想の方向性」でございますが、新町建設計画小委員会の進め方を踏まえた上で、新町将来構想の方向性について意見交換を行いました結果、活発な意見交換が行われたところであります。

次に、2 番目の「住民アンケート調査結果」でございますが、これは、4 月 16 日開催の第 4 回の新町建設計画小委員会において別冊のとおり確認し、了承されたものであります。

これにつきましては、本来、第 5 回の協議会で他の報告案件と一緒に報告するところでございますが、第 4 回の小委員会におきまして、すでにこのアンケート結果を踏まえた協議を進めておりますことと、今後、いろいろな場面で利活用されていく関係もございますことから、取り急ぎ、このアンケート調査結果のみを抽出して報告させて頂くことと致しました。

詳細につきましては、この後、事務局より説明致させますので、よろしく願いを致したいと思えます。

以上で、報告を終わります。

議長(岡田和夫) それでは、事務局から補足の説明を致させます。

次長(上野寛) それでは、住民アンケート調査結果につきまして、お手元の別冊資料、「住民アンケート調査結果報告書」で、ご説明致します。

はじめに 1 ページをご覧頂きたいと思えます。

調査の概要についてでございますが、3 町村にお住まいの 18 歳以上の方 3,000 人を無作為抽出致しまして、本年 2 月に実施し、居住地の未記入のもの 16 通を含めまして、全体で 1,381 通、46%の回収となっております。

次に、2 ページから 8 ページまでは、回答者の属性に関する部分でございます。

回答者の性別、年齢、居住地、職業、通勤・通学先、居住年数の状況を町村別に整理して載せてございます。

続きまして、9ページをご覧頂きたいと思います。

9ページから14ページまでは、現在住んでいる町や村の施設やサービスなどに対する満足度の調査に対する回答状況を、全体集計と町村別に整理して掲載してございます。

11ページに回答状況をまとめてございます。

満足度の高いものと致しましては、「自然環境の豊かさ」や「上水道の整備」、「下水道・し尿処理の状況」、「ごみ収集・処理の状況」、「道路の整備状況」、「救急消防・防災対策の状況」が挙がってございます。

満足度の低いものと致しましては、「商工業の振興」、「雇用の機会」、「日常の買い物の便利さ」、「交通機関の便利さ」などが挙がってございます。

続きまして、15ページをご覧頂きたいと思います。

15ページから19ページまでは、「合併するとしたらどんなことが期待できるか」という質問に対する回答状況でございまして、全体集計と町村別に整理したものを掲載してございます。

こちらにつきましては、16ページに回答状況をまとめてございます。

全体では、2の「特別職や議員の人数の削減などのほか、効率的な行政運営による経費の節減ができる」を挙げている方が最も多く、次いで多いのが、6の「農業という3町村共通の施策が合体し、十勝有数の農業王国を築くことができる」、続いて、12の「各地の地域資源の連携により、観光・交流活動を活性化することができる」となっております。

町村別で見ますと、更別村、忠類村では、5の「自立するよりは、少子高齢化と財政悪化が改善される」という回答が多くなってございます。

続きまして、20ページをご覧頂きたいと思います。

20ページから23ページまでは、「合併するとしたら、心配されることは何か」という質問に対する回答状況でございまして、こちらも全体集計と町村別に整理したものを掲載してございます。

20ページの下段に回答状況をまとめてございますが、全体では、5の「行政サービスが低下したり、料金が上がったりする」が最も多く、次いで、1の「合併後の中心地域と周辺地域の格差が拡大する」、10の「公共料金など住民負担が増加する」という順になってございます。

町村別で見ますと、幕別町では、5の「行政サービスの低下」、10の「住民負担の増加」、1の「中心地域と周辺地域の格差の拡大」の順となっておりますが、更別村と忠類村では、1の「中心地域と周辺地域の格差の拡大」が最も多く、次いで5の「行政サービスの低下」、4の「きめ細かなサービスが受けにくくなる」とい

う順に、心配される事項が挙がってございます。

次に、24 ページをご覧頂きたいと思います。

24 ページから 27 ページまでは、「合併した場合の新町の将来の望ましい姿」という質問に対する回答状況でございまして、こちらも全体集計と町村別に整理したものを掲載してございます。

ここでは、全体でも、町村別に見ましても、10 の「高齢者や障害者などすべての人が安心して暮らせる福祉のまち」を挙げている方が最も多く、次いで、4 の「落ち着いて暮らせる、静かでゆとりのあるまち」、8 の「保育所・幼稚園・学校が充実し、子どもたちが地域で健全に育つまち」の順となっております。

続きまして、28 ページをご覧頂きたいと思います。

28 ページから 31 ページまでは、「新町において重点的に進めていく施策は何か」という質問に対する回答状況でございまして、こちらも全体集計と町村別に整理したものを掲載してございます。

全体では、1 の「高齢者や障害者などの福祉サービスの充実」、4 の「企業の誘致や商工業の振興など地域経済の活性化」、5 の「農林水産業の振興」を挙げている方が多くなってございます。

町村別に見ましても、これら三つの項目を挙げている方が多くなってございますが、幕別町では「地域保健体制や救急医療体制の充実」が3 番目に多くなってございます。

全般に、「福祉」、「保健医療」に対する現状の満足度は比較的高い割合になってございますが、少子高齢社会を迎えるにあたり、これらへの関心が高いことが伺われるところでございます。

続いて、32 ページをご覧頂きたいと思います。

32 ページから 48 ページまでは、「自由意見」を掲載してございます。多岐にわたりまして、たくさんの記述をして頂いております。それらを項目別に整理をして掲載してございます。こちらの説明は省略させていただきます。

最後に、49 ページからは、参考と致しまして、アンケートの調査票を掲載してございます。

「アンケート調査報告書」の概要につきましては、以上でございます。

議長（岡田和夫） 報告 13 号、新町建設計画にかかわっての報告が委員長からございました。

これらについて、ご意見、ご質問等ございましたら、お受け致します。

よろしいでしょうか。

（はいの声あり）

議長（岡田和夫） ご意見、ご質問がございませんので、報告第 13 号は、報告のとおり、ご承認頂いたものと致します。

[地方税の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、協議第4号及び協議第5号につきましては、前回、提案・説明を致しておりますので、本日は、協議に入らせて頂きます。

まずはじめに、日程第6、協議第4号「地方税の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致します。

局長。

局長（金子隆司） 協議第4号「地方税の取扱い」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の4ページをお開きください。

本協議案件につきましては、第3回協議会におきまして、提案・説明をさせて頂いておりますことから、調整方針の朗読をもちまして、説明に代えさせて頂きます。

『3町村で差異のない税制については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、差異のあるものについては、次のとおり取り扱うものとする。

- 1、個人町民税、固定資産税、軽自動車税の納期については、合併時まで調整する。
- 2、個人町民税の減免については、幕別町及び忠類村の例により、合併時に統合する。
- 3、法人町民税の減免については、幕別町の例により、合併時に統合する。
- 4、鉱産税については、幕別町及び忠類村の例により、合併時に統合する。
- 5、特別土地保有税の免税点については、幕別町の例により、合併時に統合する。
- 6、入湯税については、幕別町の例により、合併時に統合する。ただし、課税免除については、合併時に再編する。
- 7、申告納付については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。』とするものであります。

以上です。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、ご意見をお受け致します。

ございませんでしょうか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） ご意見がないようでありますので、協議第4号「地方税の取扱いについて」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、協議第4号については、原案のとおり決定されました。

[条例・規則等の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、日程第7、協議第5号「条例・規則等の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致します。

局長。

局長（金子隆司） 協議第5号「条例・規則等の取扱い」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の5ページをお開きください。

本協議案件につきましては、第3回協議会におきまして、提案・説明させて頂いておりますことから、調整方針の朗読をもちまして説明に代えさせていただきます。

『条例・規則等については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新町における事務事業に支障がないよう、次の区分により整備する。

- 1、合併時に、町長職務執行者の専決処分等により即時制定し、施行させる必要があるもの。
- 2、合併後においても、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの。
- 3、合併後において、逐次制定し、施行させることとするもの。』とするものであります。

以上です。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、ご意見をお伺い致します。

よろしいですか。

（はいの声あり）

議長（岡田和夫） ご意見がございませんので、協議第5号「条例・規則等の取扱いについて」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、協議第5号については、原案のとおり決定されました。

#### [公共的団体等の取扱いについて（提案・説明）]

議長（岡田和夫） 日程第8、協議第6号から日程第10、協議第8号までの3協議項目につきましては、本日は提案・説明とし、次回の協議会で協議を致したいと思っております。

それでは日程第8、協議第6号「公共的団体等の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致します。

局長。

局長（金子隆司） それでは、協議第6号「公共的団体等の取扱い」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書は6ページ、資料は1ページからになります。まず資料の3ページをお開きください。

公共的団体等の取扱いに関する考え方と致しまして、公共的団体等の定義と協議の対象とした団体についての考え方を整理をさせて頂いたものであります。

1の公共的団体等の定義につきましては、行政実例が出されておりますが、これによりますと、「公共的団体とは、農業協同組合、森林組合等の産業経済団体、老人ホーム、育児院等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の文化事業団体など、公共的な活動を営むものはすべて含まれ、公法人でも私法人でも良く、また、法人でなくても良い。」とされており、非常に幅の広いものとなっております。

定義に従いまして、3町村内のすべての公共的団体を協議の対象と致しますことは、現実的に困難であり、また、行政とのかかわり合いのない団体までも協議の対象とすることも、かえって住民の自主的な活動を<sup>そがい</sup>阻害することにもなりかねませんことから、本協議会において協議の対象とする団体を、

一つには、団体の設置について補助金の支出を含め、町村が関与しているもの。

二つには、町村の区域をもって設置する旨の法的根拠があるもの。

三つには、町村の事業について大きく関与しているもの。のいずれかに該当する団体とさせて頂いたところであります。

なお、資料としては掲載しておりませんが、市町村の合併の特例に関する法律第16条第8項におきまして、「合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の<sup>すみ</sup>速やかな確立に<sup>し</sup>資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。」とされており、さらに、地方自治法第157条第1項におきましても、「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の<sup>そうごう</sup>総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。」とされているところであります。

資料の1ページをお開きください。

3町村におけます協議の対象となる、公共的団体等を横並びで整理したものであります。

3町村に共通している団体、独自の目的を持って運営されている団体、一つもしくは二つの町村のみにある団体等、多様な団体が存在しているところであります。

4ページから5ページにかけては、先進事例を掲載致しておりますので、参考にして頂きたいと存じます。

議案書の6ページにお戻りください。

調整方針と致しましては、

『公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。

1、3町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努

める。

2、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて調整に努める。

3、独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。』とするものであります。

なお、事務事業個々の調整につきましては、合併協定項目の調整方針が決定され次第、着手することと致しておりますが、公共的団体に関しましては、それぞれ長い歴史と町村内の役割や実情も異なっており、調整に相当の時間を要するものと思われまことから、例外的に、調整方針の決定を待たずに団体との協議に入らせて頂きたく、あらかじめ、ご了承を賜<sup>たまわ</sup>りたいと存じます。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 説明につきましては、以上のとおりであります。

今、説明ありました協議第6号の説明内容等について、ご質疑等ございましたら、お受け致したいというふうに思います。

渡辺委員。

委員（渡辺春雄） 確認を致したいのですが、先の3号、2号の中でも、ちょっと言葉の中に出てきておりますけれどもですね、合併時という見解ですけれども、これは17年の3月31日の新法の議決期間の日程を言うのか、あるいは新町誕生までに調整するという言葉ですね。調整、調整という言葉がいっぱい出てきておりますけれども、合併時に調整するという、その合併時というのは、いつという見解をされているのか、お伺い致します。

議長（岡田和夫） 事務局長。

局長（金子隆司） 事務事業の調整日程につきましては、分科会、専門部会、幹事会という順に協議を重ねてまいりますけれども、相手方があることでもありますから、明確に申し上げることはできませんけれども、いわゆるAランクの事務事業につきましては、年度内を目標に住民の皆様の判断材料として報告をさせて頂くということと致しております。

なお、合併時までに調整すると、合併時につきましては、平成17年の3月31日までののち、いつになるかは分かりませんが、18年の何月とかというようなことで、合併の期日が定められることとなります。それが合併時ということになります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） よろしいでしょうか。

委員（渡辺春雄） はい、分かりました。

議長（岡田和夫） ほかにございませんか。

よろしいですか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） ご質問が他にないようでありますので、これで終わらせて頂きます。

して、協議につきましては次回に行いますので、よろしくお願いを致します。

[補助金・交付金等の取扱いについて（提案・説明）]

議長（岡田和夫） 次に、日程第9、協議第7号「補助金・交付金等の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致します。

局長。

局長（金子隆司） 協議第7号「補助金・交付金等の取扱い」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書は7ページ、資料は6ページからになりますが、まず資料の7ページをご覧ください。

この表につきましては、調整の対象となる補助金・交付金等につきまして、事業に対する補助か、団体に対する補助か、国道補助金を伴うか、町村単独かといった区分ごとに、3町村同一、あるいは同種のものと、資料では3町村独自のものという言葉を使ってありますが、一つまたは二つの町村で実施しているものの別に整理したものであります。

なお、心身障害児療育施設通所者交通費助成などの扶助費的なもの、各種イベント実行委員会への助成金、水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給金などの特別会計から支出している補助金等につきましては、それぞれの事業の取扱いの中で調整することとなりますことから、除外しておりますので、ご承知おき頂きたいと存じます。

7ページは、国道補助金を伴う事業補助のうち、3町村同一、あるいは同種のものです。調整の具体的内容と致しましては、『関係団体等の理解と協力を得て、制度の統一化に向けて調整する。』とするものであります。

8ページは、国道補助金を伴う事業補助のうち、3町村独自のものです。調整の具体的内容と致しましては、『制度の経緯、従来からの実績を踏まえ、町域全体の<sup>きんこう</sup>均衡を保つように調整する。』とするものであります。

9ページは、国道補助金を伴う団体補助のうち、3町村同一あるいは同種のものです。調整の具体的内容と致しましては、『関係団体等の理解と協力を得て、制度の統一化に向けて調整する。』とするものであります。

10ページは、国道補助金を伴う団体補助のうち、3町村独自のものです。調整の具体的内容と致しましては、『制度の経緯、従来からの実績を踏まえ、町域全体の均衡を保つように調整する。』とするものであります。

11ページは、町村単独の事業補助のうち、3町村同一、あるいは同種のものです。調整の具体的内容と致しましては、『関係団体等の理解と協力を得て、制度の統一化に向けて調整する。』とするものであります。

12 ページから 16 ページまでにつきましては、町村単独の事業補助のうち、3 町村独自のものであります。調整の具体的内容と致しましては、『制度の経緯、従来からの実績を踏まえ、町域全体の均衡を保つように調整する。』とするものであります。

17 ページから 19 ページまでにつきましては、町村単独の団体補助のうち、3 町村同一、あるいは同種のものであります。調整の具体的内容と致しましては、『関係団体等の理解と協力を得て、制度の統一化に向けて調整する。』とするものであります。

20 ページから 23 ページまでにつきましては、町村単独の団体補助のうち、3 町村独自のものであります。調整の具体的内容と致しましては、『制度の経緯、従来からの実績を踏まえ、町域全体の均衡を保つように調整する。』とするものであります。

24 ページから 25 ページにかけては、先進事例を掲載しておりますので、参考にして頂きたいと存じます。

議案書の 7 ページをご覧ください。

調整方針と致しましては、

『補助金・交付金等の取扱いについては、その事業目的、効果を総合的に判断し、従来からの経緯や実情等にも配慮しつつ、公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち、そのあり方についての検討を行うものとする。

- 1、3 町村で同一あるいは同種の補助金・交付金等については、関係団体等の理解と協力を得て、制度の統一化に向けて調整する。
- 2、3 町村において独自の補助金・交付金等については、制度の経緯、従来からの実績を踏まえ、町域全体の均衡を保つように調整する。
- 3、整理統合できる補助金・交付金等については、統合するよう調整する。』とするものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 協議 7 号について、事務局から説明を致させました。

この説明内容について、ご質疑等ございましたら、お受けを致したいと思えます。赤津委員。

委員（赤津寛一郎） ただ今の補助金・交付金の件であります。事務局の方にちょっとお伺いしたいことは、財政シミュレーションがある程度示されなければ、ここで一つになったとしても、結果でどうなるか出てこないわけなので、その辺、どのようにお考えなのか、事務局の考え、今後のスケジュールというか。

やはりこの分野については、財政シミュレーションが大事だと思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（岡田和夫） 局長。

局長（金子隆司） 補助金・交付金等にかかわりまして、財政シミュレーションそのものが出てこなければ、その内容も決まってこないのではないかと。

これは財政シミュレーション、あるいはそれぞれの事務事業におきましての見直しにおきましては、十分関連性がありますけれども、まずは、それぞれの事務事業を見直し、そして協定項目をつくりながら、その前提に立って財政シミュレーションを組み出していくということになるかと思えます、順序的にはですね。

そのようなことで、ご理解を頂きたいと思えます。

議長（岡田和夫） よろしいですか。

はい、どうぞ。

委員（赤津寛一郎） おっしゃることも理解はできますけど、例えば、できてしまって、一つにまとまって、それなりになってから、やっぱり大きな器の、それなりの財政シミュレーションというか、それはある程度出なかったら、ちょっとここでまとめる、一本化、一本化といっても<sup>むずか</sup>難しいのではないだろうかというふうに思うのですがね。

議長（岡田和夫） 言われている財政シミュレーションというのは、その団体の財政ということですか。

3町が一つになったときの財政シミュレーションということですか。

委員（赤津寛一郎） そうです、そうです。

議長（岡田和夫） ただ、その3町が一つになる、これからの財政シミュレーションは前回と違いますか、出しています。任意協議会の段階では資料としては出したのですが、これからそれらが<sup>う</sup>詰められていくんですけども、それとあわせて、一つ一つの団体の補助金との調整をとっていくということになると、なかなか、進み具合としては遅くなっていくのではないかなという気はするんですけども。

団体の場合は、確かに財政シミュレーションの中で、どの程度の余裕があり範囲があって、補助金がどうだということにもなるんでしょうけども、一面では、その団体がどのような形で今後、活動していくか、あるいは今まで活動してきた経緯、そして三つになることの<sup>せひ</sup>是非、そういったものを含めた中で検討されていくことも、一つの手法でないかということ。

財政シミュレーション、<sup>まった</sup>全く出ないわけではないのしょうけども、先に出て、それから補助金ということになると、なかなか、ちょっと時間的なタイム差があるのかなというふうにも思っていますので、シミュレーションはシミュレーションで当然進めていきますけれども、補助金の方もそれら<sup>みす</sup>を見据えた中で、協議をさせて頂きたいというふうに、何とかご理解を頂ければというふうに思えます。

委員（赤津寛一郎） 分かりました。

議長（岡田和夫） ほか、ございませんか。

渡辺委員。

委員（渡辺春雄） 今日のこの協議会は説明ですので、関連した中でもよろしいですね。

先ほど、6号議案、協議の中でですね、出ております3番目に、独自の目的を持った団体は現行どおりとするというふうに調整項目出ているんですけども、今、赤津委員が言われました財政シミュレーション、そして、今後の行政改革的なね、新町が誕生した時点での、そうしたものを組むときに、やはり今の時代に合わないもの、あるいは改革しなければならないものが出てくると思うのですよ、議論の中で。

そうしますと、この3番目で、独自の目的を持った団体は現行どおりとした場合には、全部が残るわけですね。そういう行革的な考え方も含めた中で、この言葉というのは、ちょっと現行どおりとするという、もっとやわらかい言葉が。

議長（岡田和夫） ここで、現行どおりとするといっているのは、例えば、今までの補助金、あるいは負担金・交付金を払って、支出をしてきた経緯があって、これが3町が一つになることによって、今、言われるように行革ですとか、いろんな角度から見て、統合できるものは統合していくし、独自ものは独自でいくと。

どうしても、三つの町になっても、その地域なり、その地区なりに馴染まない、一本化できないで、どうしても、いわゆる廃止のできないようなものが出てくる可能性もあるんだろうと。そういったものは、これは表現はどうかは分かりませんが、現行のまま残していかざるを得ないのではないかとということが、ここでいっている趣旨でありまして、必ずしも、今あるものを全部残していくという意味ではなくて、先ほど言いましたように、できるものは統合し、廃止し、縮減していくけれども、それでもなおかつ、それぞれの地域、あるいはそれぞれの地区であって、残さざるを得ないものについては、現行どおりという表現であらわしたというふうに理解をして頂ければと思うのですが、どうでしょうか。

よろしいですか。

ほか、ございませんでしょうか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） 他にご質問がないようでありますので、説明については以上で終わります。協議につきましては、次回の協議会で行いたいと思いますので、よろしくお願いを致します。

#### [防災関係事業の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、日程第10、協議第8号「防災関係事業の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致します。

局長。

局長（金子隆司） 協議第8号「防災関係事業の取扱い」につきまして、ご説明を申

し上げます。

議案書は 8 ページ、資料は 26 ページからになります。まず資料の 28 ページをご覧ください。

災害対策基本法の抜粋<sup>ぼつすい</sup>を掲載させて頂いております。

第 5 条第 1 項におきまして、「市町村は、」中略致しますが、「関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域にかかる防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。」と規定されております。

また、第 16 条第 1 項におきまして、「市町村に、当該市町村の地域にかかる地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、市町村防災会議を置く。」と規定されております。

資料の 26 ページをお開きください。

防災会議につきましては、3 町村それぞれに設置されているところではありますが、災害対策基本法にその設置が義務付けられておりますことから、調整の具体的内容と致しましては、『新町において設置する。』とするものであります。

次に、地域防災計画につきましては、3 町村それぞれ地域防災計画が策定されております。これにつきましても、防災会議同様、法に策定義務が規定されておりますことから、調整の具体的内容と致しましては、『新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引継ぎ運用する。』とするものであります。

なお、ただし書きにつきましては、新計画が策定されるまでの間の災害に対応するために、それぞれの地域防災計画を引き継ぎ運用するものであります。

次に、災害時の相互応援支援協定についてであります。3 町村それぞれに、「災害時の医療救護活動に関する協定」、「災害時における北海道及び市長村相互の応援に関する協定」を結んでいるところではありますが、幕別町におきましては、これに加えて、「幕別町内郵便局と幕別町間の協力に関する協定」、「幕別町商工会と幕別町間の協力に関する協定」、「パークゴルフネットワーク会議相互応援協定」を結んでおりまして、3 町村に差異<sup>さ い</sup>がありますことから、調整の具体的内容と致しましては、『関係団体と協議のうえ、新町において調整する。』とするものであります。

次に、防災行政無線についてであります。更別村及び忠類村において防災行政無線が設置され、運用されているところでありまして、調整の具体的内容と致しましては、『現設備を新町に引き継ぐものとする。』とするものであります。

資料 30 ページに先進事例を掲載しておりますので、参考にして頂ければと存じます。

議案書の 8 ページをご覧ください。

調整方針と致しましては、

- 『 1、防災会議については、新町において設置する。  
2、地域防災計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。  
3、相互応援協定等については、関係団体と協議のうえ新町において調整する。  
4、防災行政無線については、現設備を新町に引き継ぐものとする。』とするものであります。

以上です。

議長（岡田和夫） 協議第 8 号について、説明がありました。

説明内容について、ご質疑等ございましたら、お受け致したいと思います。

渡辺委員。

委員（渡辺春雄） これも見解をちょっとお聞きしたいんですけども、防災、災害の応援支援協定の件ですけども、この消防関係につきましては、日程では 10 月を予定しておりますけれども、消防関係で、新町が、今の合併成立で新町誕生の際には、南消防と東部消防というものが一つの町の中にできるわけですね。

その中での消防の連携、取扱い、防災の関係、協力体制、これはどのように事務局側の方としては、考えておられるのか。

議長（岡田和夫） 消防関係につきましては、今、お話しありましたように、幕別が東十勝消防事務組合、更別、忠類が南十勝の消防事務組合。これらについては、この合併協議の中の一部事務組合の分科会の中で、協議が今、進められておりますので、それらの調整、状況を踏まえていきたいというふうに思いますし、また、今、十勝町村会といえますか、十勝圏の複合組合なんかでも、これら防災関係、あるいは消防事務組合の一元化というようなことも、新たな課題として協議が進められております。

そういったことを踏まえた中で、これからそれらの事務組合の体制とともに、こうした防災体制も必然的に変わってくる、それぞれの区域ができてくるというふうになっていくのだろうというふうに思っておりますけども。

少なくとも、消防にかかわっては、今、一部事務組合の分科会の方で協議を進めている状況にあります。

ほか、ございませんでしょうか。

よろしいですか。

（はいの声あり）

議長（岡田和夫） 他にご質問がないようでありますので、こ<sup>とど</sup>こら辺で止めまして、協議につきましては、次回に行いたいと思います。

#### [第 5 回協議会の開催期日について]

議長（岡田和夫） 次に、日程第 11「第 5 回協議会の開催期日について」でありま

すけれども、第5回の協議会の開催期日につきましては、5月21日、金曜日、更別村にて開催を致します。

詳しくは、後日、文書をもってご案内申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

#### [合併協定項目と事務事業の関係について]

議長（岡田和夫） 次に、日程には、載せておりませんでしたけれども、本協議会の協議が進む中で、住民の皆さんにとりましては、住民サービスや住民負担がどのような形になるのか、その姿が明らかになってくるのはいつごろなのかということが、大きな関心事であろうというふうに思われます。

そのため、ちょっとここで若干、時間を頂きまして、「合併協定項目と事務事業の関係について」、若干、事務局より説明をさせて頂き、協議会における協議の進め方、考え方について、再度、皆さんとともに確認をしてみたいというふうに考えておりますので、今、お配りしております資料に基づき、事務局より説明をさせて頂き、ご意見を頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いを致します。

局長。

局長（金子隆司） 合併協定項目と個々の事務事業との関係、調整スケジュール、さらには、調整方針の表現方法などに関しまして、これまで、議会の特別委員会等におきまして、ご質問を賜るとい経過がありましたことから、ここで若干、お時間を頂きまして、改めて、事務事業の調整を含めた合併協定項目全般にわたります協議の進め方、考え方につきまして、ご確認をさせて頂きたいと存じます。

お手元に1枚ものの資料をお配りを致しましたので、参考までにご覧を頂きたいというふうに思いますが、第1回協議会におきまして、45項目の合併協定項目が決定されたところですが、これら協定項目のうち、小委員会に付託された6項目を除く39項目につきましては、事業計画に基づきまして、毎回5項目程度を提案させて頂くこととしているところであります。

一方、調整を要する事務事業は、現時点で約1,400本、このうち住民生活にかかわりの深い、協議会で決定されるべきAランクが約450本ありますが、これら事務事業と合併協定項目との関係を申し上げますと、地方自治体運営の根幹となる項目や分野別の項目に事務事業を集約したものが、合併協定項目になります。

逆の言い方を致しますと、合併の方式や合併の期日など、一部の項目を除き、合併協定項目に1,400の事業がぶら下がっているということになります。

このように、一つひとつの事務事業は、必ず合併協定項目のいずれかに属することとなります。ただし、資料の中で、太字で表示してあります「町村社会福祉協議会に関すること」という事務事業のように、協定項目17番「公共的団体の取扱い」、同じく18番「補助金・交付金等の取扱い」、そして22番の枝番13「その他福祉事

業の取扱い」の三つの協定項目に属する場合や、二つの異なる協定項目に属する場合も相当数出てまいります。

合併協議会と致しましては、申し上げるまでもなく、合併協定項目の調整方針を協議して頂く場ではありますが、ただ今、申し上げましたように、協定項目そのものが、事務事業を集約したものでありますことから、その調整方針は、おのずと集約された事務事業すべてに共通する包括的な表現、言い換えますと、協定項目に属する事務事業の大枠の基本的方向性を示すということにならざるを得ません。

また、前回の協議会におけます、更別村の渡辺委員からのご質問とも関連を致しますが、今回ご協議頂いた「地方税の取扱いについて」の調整方針におきましても、『合併時まで調整する』といった表現を使わせて頂いておりますし、今回、提案・説明させて頂きました協定項目の調整方針の中にも、『調整に努める』、あるいは『制度の統一化に向けて調整する』等の表現を使わせて頂きましたように、今後におきましても、同様の表現方法を採用させて頂くことが推測されるところであります。

と言いますのは、先進事例におきましても、限られた時間の中で効率的な協議を行うため、大枠の基本的方向性を協議会において決定し、その後、決定された調整方針に従い、幹事会に至るまでの協議の積み上げによって、事務事業個々の調整の具体的内容を定めていくという手法が採られているところでありまして、本協議会におきましても、同様の考え方に基つきまして、調整方針を提案させて頂いているところであります。

しかしながら、住民の皆さんにとりましては、身の回りのサービスや負担等にかかわる事務事業、いわゆるAランクの事務事業が、合併によってどうなっていくのかといったことが、一番の関心事でありますことから、協議会で調整方針が決定された項目から順に、速やかに事務事業個々の調整の具体的内容を定め、協議会に報告させて頂いた上で、住民周知を図ってまいりたいと考えているところであります。

なお、先ほどの部分と若干、重複を致しますが、事務事業個々の調整日程につきましては、分科会、専門部会、幹事会という順に、協議を積み上げなければならないことや、相手のあるものもありますことから、現時点におきましては、明確に申し上げることはできませんが、いわゆるAランクの事務事業につきましては、年内までを目標に、住民の皆さんの判断材料として、ご報告させて頂きたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長(岡田和夫) なかなか、今の説明を聞いていても分かりづらい部分があったのではないかと思いますけども、要するに、もう少しスムーズに住民の皆さんに、この協議会で決まったことが下りていくように、周知が早くできるようにというようなことで。

調整方針が決まると、それぞれの分科会とか専門部会から、いろいろなものが上がってくると、それが幹事会を経て、この協議会にAランクのものは出てくると。

それをスムーズにいくように、作業を進めていきたいというようなことですので、今、言いましたように、ここで上がってくるのは少ないんですけども、しかし、住民の皆さんが期待する、知りたい部分というのは、まだまだ多いわけでありますから、それらを今後スムーズに住民の皆さんに周知していきたいと。端的に言うとそういう説明でありますけども。

何かご質問ありませんか。

(はい、了解の声あり)

議長(岡田和夫) 江本委員。

委員(江本信吉) 先ほど、うちの議長が質問したんですが、合併時とはという<sup>かいしゃく</sup>解釈ですね。金子局長はAランクについては年度内という、ちょっと確認ですよ、年度内と言ったような気がします。これは17年3月31日まで、各議会が議決して、北海道知事宛に申請するのが17年3月31日ですよ。

それから、特例で1年間適用を延ばすと。その中で、新町が誕生するまでに説明するというふうに受け取ったのですが、再度確認したいと思います。

議長(岡田和夫) 局長。

局長(金子隆司) 合併時までに調整するということですよ。

17年3月31日まではですね、手続き上の合併、これをしていかなければなりませんけれども、その後、数カ月後が想定されます。これは合併の期日の協議案件が出てきたときに、ご審議を頂くことになろうかと思っておりますけども、それまでにですね、合併するまでに、調整をしていかなければならない、あるいは統一するという、期限的にはそういうことに理解をしておりますけれども。

議長(岡田和夫) はい。

委員(江本信吉) そうすると、17年3月31日から18年3月31日までに調整方針を示すということになれば、住民はやっぱり17年3月31日に、もう合併するかは意思は決まったあとに説明しても、ちょっと住民は判断できないと思うんですね。

あくまでも、17年3月31日でしたら、その前に、年内ぐらいにというような方針で先ほど説明しておりましたから、そういう方針ではないんでしょうか。

委員(杉坂達男) 会長、会長。

議長(岡田和夫) はい。

委員(杉坂達男) もう少し分かりやすく言うんですよ、今の質問の内容は、結局、合併をするという約束をするということと、実際にスタートするということの違いを言っているわけですから、事務局サイドで考えておられるようなことで進めてよろしいのではないですか。

議長(岡田和夫) だから、3月31日までに決めなければならないことは、合併に対する計画ですとか、方針ですとか。それから、今、言うように、ここに書いてあるようなAランクの部分。

ただ、そうでない、例えば、税の納期をいつまでにするとかというものは、これは合併時までを決めるということですから、それとはちょっと、3月31日というものとは、ちょっと違う解釈ではないですかね。

今、江本委員さん言われているのは、すべて、それでは3月31日までに決めるのかということ。そうでないものと、合併時に決めるものと、その差というのは必然的に、これはあるのだと思いますけれども。

委員（江本信吉） 今、会長さん言われたのは分かるんですが、Aランクでも重要なものについては、そしたら年内ですか、ということによろしいのですね、したら。（聴取不能、住民に？）説明していくということによろしいですね。そしてあと、細かな納期の問題とか、それについては17年3月31日以降、新町の誕生する日、この合併の期日がまた再度で、協議項目で出てくると思うのですが、そのときまでに決めるというような解釈によろしいですか。

議長（岡田和夫） 局長。

局長（金子隆司） 繰り返しになりますが、今、江本委員さんがおっしゃるようなことで、私ども理解を致しております。

議長（岡田和夫） よろしいですか。

（はいの声あり）

議長（岡田和夫） それでは、「合併協定項目と事務事業の関係について」は、説明のとおり確認を頂いたものというふうにさせて頂きたいと思えます。

この際でありますから、皆さん方の方から何かご意見等ございましたらお受け致したいと思えますが、ございませんでしょうか。

よろしいですか。

（はいの声あり）

[閉会]

議長（岡田和夫） それでは、長時間にわたって、ご審議頂きまして、誠にありがとうございます。

これをもちまして、第4回の十勝中央合併協議会終わらせて頂きます。

どうもありがとうございました。

15：10 閉会

議事の経過は協議会事務局で作成したものであるが、内容が正確であることを証す

るため、ここに署名する。

平成16年5月11日

議長（会長）

岡田 和夫

署名委員

杉山 勝彦

署名委員

瀬上 良明